

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分（8時45分～17時15分）
休憩時間	45分（12時15分～13時00分）

（注） 特別な形態での勤務が必要な職員（公共施設等で勤務する職員）は、上記以外に特別な定めをしています。

(2) 職員の休暇の状況

① 年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年につき20日付与され、翌年に20日を限度として繰り越しができます。（一の年につき最高40日付与）

【年次有給休暇の取得状況（平成28年分）】

付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
16,480日	4,479日	412人	11日	27.2%

② 病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇（平成29年4月1日現在）

種類	付与期間
病気休暇	最小限度必要と認められる期間（90日以内）
公民権行使休暇	必要と認められる期間
官公署出頭休暇	
ドナー休暇	
ボランティア活動	一の年において5日以内
結婚休暇	5日以内
生理休暇	2日以内
出産休暇	出産予定日前8週間目から出産日後8週間目までの期間内であらかじめ必要と認める期間
育児時間休暇	1日につき2回、1回につき60分
配偶者出産休暇	3日以内
配偶者出産時育児休暇	配偶者の出産前後8週間の期間内において5日以内
子の看護休暇	一の年において5日以内
短期介護休暇	一の年において5日以内
忌引休暇	10日以内（死亡者との続柄により日数を付与）
追悼休暇	1日
妊産婦通院休暇	妊産婦の週数により付与
妊娠障害休暇	14日以内
夏季休暇	一の年の6月から10月までの期間内において連続する3日以内
健康増進休暇	一の年の1月から3月まで又は11月から12月までの期間内において連続する2日以内
感染症休暇	必要と認められる期間
災害休暇	7日以内
災害時出勤困難休暇	必要と認められる期間
災害時退勤休暇	必要と認められる期間
介護休暇	連続する6か月以内において必要と認められる期間
組合休暇	一の年において30日以内

(3) 育児休業・部分休業等の取得状況（平成28年度）

育 児 休 業：3歳未満の子の育児を在宅で行うための休業（無給）

部 分 休 業：小学校就学前の子の育児を働きながら行うための休業（無給、1日2時間まで）

育児短時間勤務：小学校就学前の子の育児を働きながら行うための休業（無給、週19時間20分まで）

区分	男性職員	女性職員
育児休業取得者数	0人	16人
部分休業取得者数	0人	12人
育児短時間勤務取得者数	0人	3人

(4) 自己啓発等休業の取得状況（平成28年度）

大学等における課程の履修や国際奉仕活動に参加するための休業（無給）

区分	男性職員	女性職員
自己啓発等休業取得者数	0人	0人